

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)……中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二の入力画面】

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一の二次葉の入力画面】

<記載の手引の掲載内容(概略)> ②
 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項の表の第1号」
 「区分番号」欄：「10369」 ③
 「適用額」欄：「50」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

① 少数減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 令和 2 年 1 月 1 日 法人名 株式会社 国税商事

別表十六(七)

種別	種別	種別	種別	種別	種別
資産	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	
負債	2	債務保証及び通信	債務保証及び通信	債務保証及び通信	
減価	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器	

⑤ <記載の手引の掲載内容(概略)>

「租税特別措置法の条項」欄: 「令和2年旧措置法第68条の102の2第1項」

「区分番号」欄: 「10274」 ⑥

「適用額」欄: 「8」欄の金額 → ⑦ 830,000 円

法 0801-1607

【適用額明細書の入力画面】

様式第二

令和 3 年 3 月 1 日 自 令和 2 年 1 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書

至 令和 2 年 12 月 31 日 (当初提出分 再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03) 3581-4161 連結グループ整理番号

(フリガナ) カブシキガイシャ コリテイショウジ 連結親法人整理番号

連結親法人名 株式会社 国税商事 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

法人番号 9 9999 9999 9999 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

期末現在の資本金の額又は出資金の額 10,000,000 円 提出年月日 年 月 日

連結所得金額又は連結欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第68条の15の3第1項第1号	③ 10368	④ 8,000,000 円
⑤ 第68条の102の2第1項第1号	⑥ 10274	⑦ 730,000 円

(参考) 区分番号「10572」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和2年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和2年旧措置法」等を入力してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
令和2年旧措置法
第68条の15の3第1項第1号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
- (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一の二連結申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区霞が関3-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
麴町 税務署長	
令和02年01月01日	連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について
令和02年12月31日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図

